

# 宮城県公報

発行

宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

○平成四年宮城県告示第千二百七十号(銃猟禁止区域の指定)の一部改正	(自然保護課)	一
○平成十五年宮城県告示第千十六号(指定猟法禁止区域の指定)の一部改正	( )	二
正	( )	二
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定	(障害福祉課)	二
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退	( )	三
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更	( )	三
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	( )	三
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	( )	三
○建設業許可の取消し(二件)	(事業管理課)	三
○道路の区域変更	(道路課)	四
○道路の供用開始	( )	四
公 告	( )	四
○平成二十四年度自衛官候補生の募集	(市町村課)	五
○障害者自立支援法に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定	(障害福祉課)	五
○開発行為に関する工事の完了(二件)	(建築宅地課)	五

## 告 示

○宮城県告示第八百二十八号

平成四年宮城県告示第千二百七十号(銃猟禁止区域の指定)の一部を次のように改正し、平成二十四年十一月一日から施行する。

平成二十四年十月二十三日

長松園森林公園銃猟禁止区域の項第一号から第三号までを次のように改める。

一 名称

長松園森林公園特定猟具使用禁止区域(銃)

二 区域

宮城県郡島町根廻地内国道三四六号と三陸自動車道の交点を起点とし、同自動車道を西進し、町道宮ノ入・大菅線との交点に至り、同所から同町道を北及び北東に進み、国道三四六号との交点に至り、同所から同国道を南進し、起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成四十四年十月三十一日まで(二十年間)

古川銃猟禁止区域の項第一号から第三号までを次のように改める。

一 名称

古川特定猟具使用禁止区域(銃)

二 区域

大崎市三ツ江地内国道四号と市道桜目三ツ江線との交点を起点とし、同所から同市道を南東進し、市道三ツ江一号线との交点に至り、同所から同市道を南東進し、市道刈尻馬櫛線との交点に至り、同所から同市道を南東進し、一級河川江合川左岸との交点に至り、同所から同左岸を南東進し左岸大崎市刈尻地先と右岸同市鶴ヶ埵地先の間位置する右京堰の上流端を延長した線との交点に至り、同所から同延長線を一級河川江合川右岸に延長した線と同右岸との交点に至り、同所から同右岸を西進し新江合川左岸との交点に至り、同所から同左岸を南進し国道一〇八号との交点に至り、同所から同国道を西進し市道藪口沼線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道大幡楡木線との交点に至り、同所から同市道を西進し県道古川松山線との交点に至り、同所から同県道を北西進し東日本旅客鉄道株式会社東北新幹線との交点に至り、同所から同線を南進し一級河川渋井川左岸との交点に至り、同所から同左岸を北西進し東北自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を北進し一級河川江合川右岸との交点に至り、同所から同右岸を東進し国道四号との交点に至り、同所から同国道を北東進し起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成四十四年十月三十一日まで(二十年間)

樽水ダム銃猟禁止区域の項第一号から第三号までを次のように改める。

一 名称

樽水ダム特定猟具使用禁止区域(銃)

宮城県知事 村 井 嘉 浩



氏名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
盛口 雅美	糖尿病代謝科・内科	財団法人宮城厚生協会坂総合病院	塩竈市錦町十六番五号
住吉 剛忠	循環器科	宮城県立循環器・呼吸器病センター	栗原市瀬峰根岸五十五番一号
早坂 香恵	眼科	大崎市民病院	大崎市古川千手寺町二丁目三番十号

○宮城県告示第八百三十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。

平成二十四年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
佐々木慎司	眼科	石巻市立病院	石巻市南浜町一丁目七番二十号
高橋 周	整形外科	気仙沼市立病院	気仙沼市田中百八十四番地
加藤 大祐	整形外科	加藤整形外科小児科医院	白石市大手町三番十三号
鬼怒川次郎	眼科	大崎市民病院	大崎市古川千手寺町二丁目三番十号

○宮城県告示第八百三十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。

平成二十四年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	診療科目	新	旧
		所属医療機関の名称	所属医療機関の名称
赤羽 武弘	消化器科	石巻赤十字病院	石巻市南浜町一丁目七番二十号
		石巻市蛇田字西道下七十一番地	石巻市立病院

木島 三夫	内科・リハビリテーション科	医療法人敬仁会大友病院	気仙沼市三日町二丁目二番二十号	木島医院	気仙沼市神山六番五号
佐野 敬一	整形外科・リハビリテーション科・リウマチ科	さの整形外科クリニック	大崎市古川駅東三丁目四番二十四号	石巻市立病院	石巻市南浜町一丁目七番二十号

○宮城県告示第八百三十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十四年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一〇二〇〇五八	トータルサポートセンター みんなの夢広場 石巻市鹿妻南一丁目十六・十七	短期入所	社会福祉法人 夢みの里	平成二十四年十月一日

○宮城県告示第八百三十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十四年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止した指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
〇四一〇六〇〇五〇	白石あけぼの園 白石市福岡長袋字小倉山十四・一	短期入所	社会福祉法人 白石陽光園	平成二十四年九月二十日
〇四一三二〇〇二五	なんごうホームヘルプサービスセンター 遠田郡美里町木間塚字原田七番地	重度訪問介護	社会福祉法人 南郷福祉会	平成二十四年九月三十日

○宮城県告示第八百三十五号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十四年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十四年九月二十七日

二 商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名 増子 健一	主たる営業所の所在地 角田市小田字伏坊九十 六	建設 可 番 号 業 般・二十四 第一万六千五 百七十一号	申請区分及び許可 を取り消した建設 業の種類 全部廃業 一般建設業 大工工事業	受付年月日 平成二十四年 九月六日
-------------------------	-------------------------------	--	--	-------------------------

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第八百三十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十四年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十四年十月五日

二 商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名 渡瀬 誠一	主たる営業所の所在地 多賀城市大代三丁目六 ・三十七	建設 可 番 号 業 般・十九 第六千五百九 十九号	申請区分及び許可 を取り消した建設 業の種類 全部廃業 一般建設業 大工工事業	受付年月日 平成二十四年 九月四日
株式会社トータ ルクリエイト 大宮 秀一	仙台市若林区石名坂十 シヤンポール石名坂九 百十三	般・十九千三 第一万八千三 十九号	一部廃業 一般建設業 建築工事業	平成二十四年 九月三日
株式会社ブレィ コスガ仙台	仙台市泉区野村字西原 一・二	般・二十 第一万八千三 十九号	一部廃業 一般建設業	平成二十四年 九月六日

小菅 昭和	仙台市宮城野区榴岡一 丁目六・八	百九十九号 般・二十三 第一万九千百 七号	大工工事業 全部廃業 一般建設業 電気工事業	平成二十四年 九月三日
-------	---------------------	--------------------------------	---------------------------------	----------------

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第八百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月二十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 大塩小野停車場線

三 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備 考
	前	後			
東松島市小松字明神下八六番一地先から 同市小松字明神下二四番地先まで	前 A	五・〇	五・〇	四七・〇	上記 A 及び B は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 B	五・〇			

○宮城県告示第八百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月二十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種別	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	大塩小野停車場線	東松島市小松字明神下八六番一地从先から同市小松字明神下二二四番地先まで	平成二十四年十月二十三日

公 告

○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百七条第一項及び第百十八条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生として採用する隊員の募集期間、試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり定める。

平成二十四年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 募集種目  
自衛官候補生（男子のみ）

二 募集期間  
平成二十四年十月二十六日（金）から同年十一月二十七日（火）まで

三 試験期日  
平成二十四年十二月七日（金）、同月八日（土）、同月九日（日）のうちいずれか一日（受験案内により通知する。）

四 試験種目  
筆記試験（国語、数学、社会及び作文）、口述試験、適性検査及び身体検査

五 試験場の位置及び名称  
受験案内により通知する。

○障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十四年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	所在地	指定年月日
----	-----	-------

医療法人而成会大崎ミッドタウン総合メディケアクリニック	大崎市松山金谷字中田七十六番一号	平成二十四年十月一日
医療法人社団清靖会木村病院	大崎市古川中島町一番八号	平成二十四年十月一日
調剤薬局ツルハドラッグ 気仙沼東新城店	気仙沼市東新城二丁目六番五号	平成二十四年十月一日
塩竈調剤薬局	塩竈市玉川一丁目九番六十三号	平成二十四年十月一日
多賀城調剤薬局	多賀城市中央三丁目十番五号一	平成二十四年十月一日
古川調剤薬局駅前店	大崎市古川駅南一丁目十六番地	平成二十四年十月一日
岩出山調剤薬局	大崎市岩出山字浦小路十六番六号	平成二十四年十月一日
古川調剤薬局	大崎市古川大宮八丁目九番十四号	平成二十四年十月一日
古川調剤薬局駅前店	大崎市古川駅南一丁目十番地	平成二十四年十月一日
古川調剤薬局小野田店	加美郡加美町上野原四十四番一号	平成二十四年十月一日
古川調剤薬局宮崎店	加美郡加美町宮崎字屋敷五番十六号一	平成二十四年十月一日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十四年十月二十三日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
宮城県知事 村 井 嘉 浩  
宮城郡七ヶ浜町松ヶ浜字笹山二番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
宮城郡七ヶ浜町松ヶ浜字神明裏二十九番地  
星 清勝

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十四年十月二十三日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる  
地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城郡利府町赤沼字中倉五十四番二十八

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城郡利府町赤沼字中倉五十四番地三十八

櫻井 繁行